

令和 8 年度(2026 年度)

就学援助費の申請について

準要保護児童生徒就学援助は、家庭の経済的な理由により公立小中学校への就学が困難な児童生徒に対して、学用品費や給食費などの一部を援助する制度です。

就学援助を希望される方は、下記の要領により必要書類を添付の上、申請書を提出してください。また、今年度就学援助費支給の認定を受けている方で、令和 8 年度も支給を希望される方も必ず申請してください。

1. 支給の対象となる方

次の (1)、(2) の条件すべてに該当する方が対象です。

- (1) 美濃加茂市内に住所を有し、市立の小中学校または中学校に在学する児童及び生徒の保護者
(双葉中学校へ通うお子様の就学援助は、富加町教育委員会にご相談ください。)
- (2) 美濃加茂市の就学援助の認定基準のいずれかに該当する世帯 (認定基準は以下のとおり)

申請理由	証明する書類 (コピー可)
① 生活保護を受給している	不要
② 児童扶養手当の支給を受給している	児童扶養手当証書
③ 生活保護が停止または廃止となった (令和 7・8 年度中)	不要
④ 市民税が非課税または減免を受けている (生計を一にする世帯全員)	令和 8 年度市民税県民税課税証明書 (※ 1)
⑤ 個人事業税・固定資産税が減免されている	減免決定通知書
⑥ 国民年金保険料が減免または国民健康保険料が減免もしくは徴収猶予されている (生計を一にする世帯全員)	減免決定通知書もしくは徴収猶予決定通知書
⑦ 経済的に困難、保護者の病気、死亡、失業、児童扶養手当の申請中など特別な事情がある (住宅ローン等の債務返済は考慮できません)	令和 7 年中(2025 年中)の収入がわかるもの (下記参照) * 公的年金 (遺族年金、障害年金等) や失業給付を受給されている場合などは、支給額を証明する書類

(※ 1) 市役所で発行する市民税県民税課税証明書は、令和 8 年 6 月中旬頃から発行をするため、それ以前は上記④の申請理由では申請できません。

* 要綱改正された場合は、支給対象となる申請理由等が変更になることがあります。

【⑦の認定基準のめやす】

家族構成 (年齢)	世帯所得額
2人 母 (39) 子 (5・未就学)	約 206 万円
3人 父 (39) 母 (39) 子 (7)	約 277 万円
4人 父 (39) 母 (39) 子 (14) 子 (4)	約 326 万円

世帯構成や年齢によって多少異なります。

令和 7 年中(2025 年中)の収入がわかるもの

とは次のいずれかです (コピー可)

※収入の有無に関わらず生計を一にする世帯全員分が必要です。

ただし、16 歳から 18 歳までの収入のない人は必要ありません

1. 令和 7 年分源泉徴収票
2. 令和 7 年分所得税の確定申告書 (控)
3. 令和 8 年度市民税県民税申告書 (控)
4. 令和 8 年度市民税県民税課税証明書 (※R8.6 月中旬～)

2. 提出書類

(1) 令和8年度就学援助費支給申請書（お子様1名につき1枚）

※申請書は、各小中学校及び教育総務課（生涯学習センター内）にあります。

(2) 申請理由が確認できる書類（コピー可・表面参照）

【次年度双葉中学校に入学される場合】

双葉中学校へ通うお子様の就学援助は、美濃加茂市・富加町中学校組合教育委員会（富加町）が実施します。
申請につきましては、窓口となる富加町教育委員会（TEL：54-2111）へお問い合わせください。

3. 提出先

上記書類（1）・（2）を各学校または教育総務課に提出してください。

4. 申請期間

小学校新1年生

令和8年4月1日（水）～ 令和8年4月30日（木）（必着）

※上記申請期間以外でも随時受付しますが、申請受付した月の翌月1日から認定となります。

5. 主な援助の内容 ※令和8年度の額

新入学児童生徒 学用品・通学用品費	小：64,300円 中：81,000円	校外学習費 （宿泊有）	実費 （上限あり）	新入学児童 学用品等準備費 （小学6年生のみ）	81,000円 （12月に支給）
学用品費 （1年生）	小：11,630円 中：22,730円	校外学習費 （宿泊無）	実費 （上限あり）	スポーツ振興センタ ー共済掛金	460円 （7月に支給）
学用品費 （1年生以外）	小：13,900円 中：25,000円	修学旅行費	実費 （上限あり）		
給食費	認定日以後の 給食費	研修参加費 （中学生のみ）	実費 （上限あり）		

※新入学児童生徒学用品・通学用品費について、新入学児童（生徒）学用品等準備費の支給を既に受けている方への支給は行いません。

※新入学用品費は、年度当初に認定された場合のみ支給します。

※上記金額は年額です。7月、12月、3月の3回に分けての支給を予定しています。

6. 注意事項

○就学援助は学校徴収金を免除するものではありません。

学校徴収金とは、校外活動費など学校で校長が徴収する就学に関する費用のことを言います。
これらの費用は必ずお支払ください。

7. お問い合わせ先

〒505-8606 美濃加茂市太田町 3425-1

美濃加茂市教育委員会教育総務課 TEL：0574-25-2111（内線 349）